

名取市閑上児童センター運営業務公募実施要領

令和7年8月

名 取 市

目 次

1	目的.....	1
2	業務概要.....	1
3	募集及び方法.....	1
4	参加資格要件.....	1
5	スケジュール・応募の手続き等.....	2
6	審査及び選定について.....	4
7	失格事由等.....	5
8	問合せ.....	5

1 目的

本公募は、名取市閑上児童センターの運営業務を委託するにあたり広く企画提案を募集し、利用する児童や保護者の視点に立った良質なサービスの提供及び安定的な業務遂行能力を持った事業者を選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

名取市閑上児童センター運営業務

(2) 業務内容

詳細は別紙 1「名取市閑上児童センター運営業務仕様書」のとおりとし、施設の所在地等は以下のとおり。

名称	名取市閑上児童センター
所在地	名取市閑上西二丁目 9 番地
延床面積	573.06 m ²
敷地面積	2334.59 m ²
主な施設内容	集会室、クラブ室、静養室、遊戯室、事務室等

(3) 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間を準備期間とし、受託者は、備品・施設等の確認、職員の確保や指揮命令系統の確立等、発注者から業務引継ぎ等を受けるものとする。

(4) 委託上限額

59,400 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。ただし、各年度の上限金額は以下のとおり。

令和 8 年度 29,700 千円

令和 9 年度 29,700 千円

3 募集及び方法

募集は公募による（プロポーザル方式）

4 参加資格要件

公募に参加する事業者は、次に掲げる資格要件を全て満たすものとする。

- (1) 法人格を有する。ただし、社会福祉法人以外の法人については、児童や保護者等の利用者に接する実務を担当する幹部職員に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。
- (2) 宮城県内の自治体（市区町村）が発注する放課後児童クラブの運営または児童館管理業務の受託、もしくは指定管理の指定を受けていること。または市が認める類似事業を実施していること。その受託・指定・事業を実施した期間が令和 7 年 4 月 1 日時点で 1 年以上（見込みを含む）であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定の一般競争入札等の参加を制限されている者に該当しないこと。
- (4) 地方自治法（昭和 22 年政令第 16 号）第 244 条の 2 第 1 項に規定される公の施設の管理の指定の取り消しを過去に受けたことがないこと。

- (5) 応募書類提出期限（令和7年9月19日）において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団員等に該当していない者であること。
- (7) 国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと。

5 スケジュール・応募の手続き等

(1) 公募のスケジュール

内容	日程
公告（公募要領・各種様式取得、質問受付開始）	令和7年 8月20日（水）
事業者説明会	令和7年 8月27日（水）
質問書提出期限	令和7年 8月29日（金）
質問に対する回答	令和7年 9月 3日（水）
応募書類提出期限	令和7年 9月19日（金）
プレゼンテーション	令和7年10月 9日（木）
選考結果の送付	令和7年10月中旬予定
契約	令和7年10月下旬予定

(2) 事業者説明会への申込

①受付先

名取市健康福祉部こども支援課子育て支援係

（電子メール） kodomoshien@city.natori.miyagi.jp

（件 名） 事業者説明会への参加申込（名取市閑上児童センターの運営業務）

②申込方法

様式1「事業者説明会申込書」により、電子メールで提出すること。

③開催場所等

（日 時） 令和7年8月27日（水）午後2時～

（場 所） 名取市役所議会棟3階 第1委員会室

(3) 実施要領に関する質問及び回答

①受付先

名取市健康福祉部こども支援課子育て支援係

（電子メール） kodomoshien@city.natori.miyagi.jp

（件 名） 実施要領に関する質問（名取市閑上児童センターの運営業務）

②質問方法

様式2「質疑回答書」により、電子メールで提出すること。

③回答方法

質問事項への回答は、市のホームページに掲載する。

また、質問の回答内容は実施要領の追加または修正とみなす。

(4) 提出書類

本公募に参加しようとする者は、下記のとおり参加申込書、企画書等を提出すること。なお、記入にあたっては、各様式の注意事項を確認すること。

様式	注意事項	部数	提出期限	
様式 3	名取市閑上児童センター運営業務公募参加申込書	10 部	9 月 19 日(金) 午後 5 時	
様式 4	法人概要及び実績表			
様式 5	企画提案書			
	片面印刷、15 ページ以内、文字サイズは原則 12 ポイントとする。			
様式 6	職員体制予定表			
様式 7	職員体制実績表			
◎	おたより			正 1 部
	受託している施設の放課後児童健全育成事業（児童厚生施設のみ受託の場合は児童厚生施設の便り）に係る今年度中に発行したおたより 6 か月分を添付すること。なお、紙面サイズの指定はしない。企画書 <u>最終頁</u> に綴り、「おたより」のインデックスを付けること。	副 9 部		
	◎	受託希望理由		
◎	A4 縦横書き使用、1 ページ以内とし、企画書 <u>最初頁</u> に綴り、「受託希望理由」のインデックスを付けること。			
◎	法人定款（写し）、法人の規約類（運営規程、就業規則、給与規程等）、これに類する書類	各 10 部		
◎	損益計算書（直近のもの 3 年分）	10 部		
◎	貸借対照表（直近のもの 3 年分）			
◎	令和 6 年度における事業報告書（宮城県内の児童厚生施設または放課後児童クラブ事業、類似事業について）			
◎	見積書（令和 8 年度・9 年度の内訳を添付すること）			
様式 8	見積内訳書（2 ヶ年分添付すること）			
様式 9	名取市暴力団排除条例に関する誓約書			正 1 部
—	法人の登記事項証明書（応募申込前 3 ヶ月以内に発行されたもの）			副 9 部
—	法人の印鑑登録証明（応募申込前 3 ヶ月以内に発行されたもの）			
様式 10-1	参加資格を有していることについての申立書（その 1）			
様式 10-2	参加資格を有していることについての申立書（その 2） ※納税義務がないものについて			

※◎印は、注意事項に沿い、任意様式で提出すること。

※受託希望理由、様式 3～10-2、おたよりはフラットファイルで綴じ、製本すること。

※製本した各書類にはインデックスを付けること。

①提出先

名取市健康福祉部 こども支援課子育て支援係（市役所 1 階北側）

（送 付 先） 〒 9 8 1－1 2 9 2 名取市増田字柳田 8 0 番地

（電 話） 0 2 2－7 2 4－7 1 1 8

②提出方法

提出期限は、令和 7 年 9 月 1 9 日（金）午後 5 時までとし、持参または郵便による提出とする。

また、持参の場合は閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時までとし、郵便の場合は期限までに必着とする。なお、提出後に不備書類があった場合は、9 月 2 4 日（水）までに不備を修正して提出されたものは期限までに提出されたものと扱う。

③その他

資料等は名取市健康福祉部 こども支援課窓口又は市ホームページから入手すること。現地説明会は開催しないので、施設見学を希望する場合は、事務局に連絡すること。

6 審査及び選定について

応募者多数の場合は、事務局採点により書類審査を行い、上位 6 者によるプレゼンテーション・質疑応答を行う。応募事業者が 6 者以下の場合は、書類審査を省略する。

(1) 選定方法

最も優れている提案者（受託候補者）1 者と次点者 1 者について、名取市閑上児童センター運営委託候補事業者選定委員会が審査により選定し、市長が決定する。

(2) 審査について

審査は企画提案書等についてプレゼンテーション及び質疑応答を行う。また、審査会ならびにプレゼンテーションは非公開で行う。

(3) 審査の視点

①子どもとのかかわり（120 点）

②保護者とのかかわり（30 点）

③安全管理に対する対応（120 点）

④職員体制及び採用計画（90 点）

⑤職員の研修計画（60 点）

⑥法人支援体制（30 点）

⑦魅力あるプログラムや独自性のある取り組みの企画力（120 点）

⑧閑上小中学校、地域との連携（30 点）

⑨学習支援（30 点）

⑩個人情報保護（60 点）

⑪提案金額の妥当性（30 点）

⑫プレゼンテーション評価（30 点）

⑬事務局採点（受託実績、経営状況、法人体制、見積金額）（30 点）

(4) 審査結果について

審査結果は提案者に郵送で通知する。なお、審査結果についての異議申立ては受け付けない。また、審査結果は提案者の名称等を名取市ホームページにて公表する。

7 失格事由等

(1) 失格事由

本公募の提案者もしくは提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- ①企画提案書等の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- ②企画提案書等の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- ③企画提案書等提出期限後に見積書内の金額に訂正を行った場合
- ④プレゼンテーションを欠席、または質疑の際に応答する知識を誰も有していない場合
- ⑤虚偽の内容が記載されている場合
- ⑥見積書の金額が2（4）委託上限額を超過した場合
- ⑦審査結果に影響を与えるような工作が行われた場合（行われたと疑われる場合も含む。）

(2) その他の留意事項

①企画提案書等の取扱いについて

- ・著作権は提案者に帰属するが、提出された企画提案書等は返却しない。また、企画提案書等は選定結果の公表まで公開してはならない。企画提案書等は審査に必要な範囲で複製する場合がある。
- ・提出書類、電子データについては、名取市情報公開条例（平成11年名取市条例第21号）に基づく開示の対象となる場合がある。

②費用について

書類の作成、提出及びその説明に係る費用、その他本公募の参加に要したすべての経費は提案者の負担とする。

③その他

- ・緊急上やむを得ない理由等により、本公募を実施することができないと判断した場合は、停止、中止または取り消す場合がある。また、本要領に定めのないものについては、市が定める。
- ・本公募に受託事業者として選定された後、事業者の責めに帰すべき理由により辞退した場合は、他児童厚生施設運営事業（放課後児童健全育成事業を含む）の2年間事業委託公募の応募資格を失うものとする。
- ・応募の状況やほかの応募事業者の計画内容に関しての問い合わせについては、一切応じない。

8 問合せ

名取市健康福祉部こども支援課子育て支援係（市役所1階北側）

（住 所） 〒981-1292 名取市増田字柳田80

（電 話） 022-724-7118（直通）

（F A X） 022-302-3223

（電 子 メール） kodomoshien@city.natori.miyagi.jp

（ホームページ） <https://www.city.natori.miyagi.jp/>